

平成30年度 第19回庁議要旨

日時：平成31年1月15日（火）
午前9時～午前10時20分
会場：庁議室

[審議事項]

1 三井住友海上火災保険株式会社との包括連携協定について（復興政策部）

三井住友海上火災保険株式会社は、東日本大震災により被災した宮城県、岩手県、福島県の3県の復興に向け、これまで復興庁の事業である「結の場」（マッチングイベント）への支援や被災自治体への寄附、被災企業の販路拡大を目指した社内マルシェの開催などを行ってきており、本市においても、日和山公園へハイブリッド街路灯の寄贈等の支援を受けている。

この度、平成30年11月に、三井住友海上火災保険株式会社より包括連携協定を締結したいとの申出があり、連携事項や具体的な取組について関係課と協議を行ってきた。

相互の幅広い連携・協力関係を深め、地域社会の活性化及び市民サービスの向上を図るもの。

(1) 主な内容

① 連携事項

- ア 地域産業の振興・支援に関すること。
- イ 地域の安全・安心に関すること。
- ウ 観光振興、シティセールスに関すること。
- エ 健康増進に関すること。
- オ 文化、スポーツの振興に関すること。
- カ その他目的を達成するために必要な事業に関すること。

② 協定締結期間

協定締結の日から1年間（1年ごとに自動更新）とする。

(2) 今後の予定

平成31年1月23日 協定締結式

2 ソフトバンク株式会社及び石巻専修大学との包括連携協定について（復興政策部）

ソフトバンク株式会社と石巻専修大学は、平成29年度から高大産連携プロジェクトの一環としてPepperのプログラム教育に連携して取組んでおり、平成29年度は市内小学校でのPepperを活用したプログラミング教室の開催、平成30年度は大型客船寄港イベントに合わせ、かわまち交流センターでのPepperによる観光PRの実施など、地域活性化と人材育成に貢献してきた。

この度、平成30年11月にソフトバンク株式会社と石巻専修大学より、3者による包括連携協定を締結したいとの申出があり、連携事項や具体的な取組について関係課と協議を行ってきた。

相互の幅広い連携・協力関係を深め、ICT等を活用した取組により市民の利便性の向上を図り、もって地域の教育の向上、社会経済の発展、公共の福祉の増進に資するもの。

(1) 主な内容

① 連携事項

- ア 教育・スポーツの振興に関する事。
- イ インバウンド観光振興に関する事。
- ウ 市民の健康増進に関する事。
- エ 子育て支援に関する事。
- オ 地域産業の振興・支援に関する事。
- カ 働き方改革に関する事。
- キ その他目的を達成するために必要な事業に関する事。

② 協定締結期間

協定締結の日から1年間（1年ごとに自動更新）とする。

(2) 今後の予定

平成31年1月25日 協定締結式

3 ライオン株式会社との包括連携協定について（復興政策部）

ライオン株式会社は、東日本大震災発災直後から義援金・物的支援・人的支援など、現在まで様々な形で被災地への復興支援活動を行っている。特に石巻市へ特化した取組として、社員自らが参画した手洗い・ハミガキ教室の実施やラグビー教室の開催など、独自の活動を行っている。また、創業者が石巻市にゆかりがあることから、平成27年4月に湊こども園へ雨水タンクの寄贈を行っている。

この度、平成30年11月に、ライオン株式会社より包括連携協定を締結したいとの申出があり、連携事項や具体的な取組について関係課と協議を行ってきた。

相互の連携・協力関係を深め、市民の健康増進と健康寿命の延伸を図るとともに、地域共生社会の実現に向けた地域づくりを目指すもの。

(1) 主な内容

① 連携事項

- ア 健康づくり・歯科保健対策に関する事。
- イ 災害対策に関する事。
- ウ シティプロモーション及びブランド認知向上に関する事。
- エ 男女共同参画社会の推進に関する事。
- オ その他目的を達成するために必要な事業に関する事。

② 協定締結期間

協定締結の日から3年間（その後は協議の上、1年間延長できるものとし、以後同様）とする。

(2) 今後の予定

平成31年1月28日 協定締結式

4 東京海上日動火災保険株式会社との包括連携協定について（復興政策課）

東京海上日動火災保険株式会社は、地域の活性化を図るため、本社に「地方創生室」を設置し、地域のニーズに合わせた11の支援メニューを備えるなど、地方創生の取組に力を入れている。

また、東京2020オリンピック・パラリンピックのゴールドパートナーとして、ボランティア保険の提供等オリンピック・パラリンピックの開催に向けて様々な取組をしていくこととしている。なお、県内の取組としては、宮城県と包括連携協定を締結し、病院向けBCPセミナーや農林水産業向けGAP・HACCPセミナーなどを開催している。

この度、平成30年11月に、東京海上日動火災保険株式会社より包括連携協定を締結したいとの申出があり、連携事項や具体的な取組について関係課と協議を行ってきた。

相互の幅広い連携・協力関係を深め、地域社会の活性化及び市民サービスの向上を図るもの。

(1) 主な内容

① 連携事項

- ア 地域産業の振興・支援に関すること。
- イ 地域の安全・安心に関すること。
- ウ 観光振興、シティセールスに関すること。
- エ 健康増進に関すること。
- オ 環境・防災・キャリア教育に関すること。
- カ オリンピック・パラリンピックに関すること。
- キ その他目的を達成するために必要な事業に関すること。

② 協定締結期間

協定締結の日から1年間（1年ごとに自動更新）とする。

(2) 今後の予定

平成31年1月31日 協定締結式

5 地域再生計画（北限のオリーブ加工施設整備計画）について（復興政策部）

本市では、半島沿岸部の低平地に新たな産業を創り出すため、地域の宝研究開発事業として平成26年度からオリーブの実証栽培に取り組んできており、製品化が見込めるまでの収穫量に達したことから、オリーブ加工施設を整備する計画が検討されてきた。

なお、オリーブ加工施設の整備については、地方創生拠点整備推進交付金の活用を図ることとし、その認定に当たっては、地域再生計画の策定が要件となっている。

オリーブ加工施設の整備計画を地域再生計画に位置づけ、計画的かつ効果的に事業に取り組むことで、新たな産業と雇用の創出を図るもの。

(1) 主な内容

① 目標

東日本大震災で甚大な被害を受けた半島沿岸部の低平地を有効活用し、地域の宝研究開発事業による実証栽培で培った付加価値の高いオリーブ製品を生産し、新たな産業と雇用に創出するもの。

② 事業内容

搾油、オリーブの塩漬け、葉のパウダー加工等を行うオリーブ加工施設を整備するもの。

③ 数値目標

重要業績評価指標 (K P I)	事業 開始前	2019年度 増加分 (累計)	2020年度 増加分 (累計)	2021年度 増加分 (累計)	2022年度 増加分 (累計)	2023年度 増加分 (累計)
オリーブ製品出荷数(個)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	200 (200)	100 (300)	200 (500)
オリーブを原材料とした オイル生産量(kg)	2.3 (2.3)	12.7 (15.0)	15.0 (30.0)	30.0 (60.0)	30.0 (90.0)	60.0 (150.0)
オリーブ栽培新規就農団体 (個人)数(団体(人))	0 (0)	0 (0)	0 (0)	5 (5)	5 (10)	5 (15)

④ 計画期間

地域再生計画認定の日から2024年3月31日まで

(2) 今後の予定

平成31年1月下旬 地域再生計画認定申請書の提出

3月下旬 地域再生計画の認定

6 石巻市学習等供用施設釜会館の指定管理者の指定について(生活環境部)

石巻市学習等供用施設釜会館は、航空自衛隊松島基地周辺住民の福祉向上を目的とする集会所的施設であり、その管理運営については、地元5町内会で組織される石巻市学習等供用施設釜会館管理運営委員会(以下「釜会館管理運営委員会」という。)を指定管理者としているが、指定期間が平成31年3月31日をもって満了となる。

防衛施設周辺地域住民の福祉向上と学習環境及び地域コミュニティの醸成に資するため、引き続き釜会館管理運営委員会を指定管理者として指定しようとするもの。

(1) 主な内容

- ① 名称 石巻市学習等供用施設釜会館
- ② 供用開始 昭和57年4月
- ③ 所在地 石巻市築山三丁目6番28号
- ④ 施設概要 RC造2階建：延床面積547.20㎡
- ⑤ 施設機能 集会室、学習室1、学習室2、保育室、休養室
- ⑥ 指定期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで(5年間)
- ⑦ 選定候補者 釜会館管理運営委員会
(下釜第1、下釜第2、下釜第3、下釜三軒屋、三軒屋東町内会により構成)
- ⑧ 選定方法 非公募
- ⑨ 選定理由 本施設は防衛施設周辺地域住民の福祉向上を目的とする集会所的施設であり、当該地域住民が施設を管理運営することで、より一層の地域コミュニティの醸成に資することから、釜会館管理運営委員会を当該施設の指定管理者として指定するもの。

(2) 今後の予定

- 平成31年2月 市議会第1回定例会へ指定管理者の指定及び債務負担行為の一般会計補正予算案について提案
- 3月 指定管理者の指定について通知
指定管理に係る基本協定の締結
- 4月 指定管理に係る年度協定の締結
指定管理者による指定管理開始

7 石巻市老人憩の家の無償譲渡について（河北総合支所・福祉部）

地域の高齢者の心身の健康の増進を図ることを目的として設置している老人憩の家は、地区住民の集会所施設として地域コミュニティの形成・維持に寄与してきた。

また、平成18年度の指定管理者制度の導入後は、地区住民を中心として組織する地元自治会等が指定管理者として適正な管理運営を行ってきた。

今般、石巻市行財政運営プラン等に基づき無償譲渡について地元の説明した結果、合意に達したものの。

当該施設を地元自治会等に無償譲渡することにより、地域コミュニティの更なる醸成や地区住民の自治意識の高揚を図るもの。

(1) 主な内容

区 分		吉野老人憩の家	皿貝老人憩の家	本地老人憩の家
建物	位置	石巻市飯野字外吉野 114番地2	石巻市皿貝字郷田 21番地7	石巻市飯野字宮前 41番地
	設置年月	昭和56年2月	昭和57年12月	昭和62年4月
	建設費	8,772千円	15,000千円	8,980千円
	構造	木造平屋	木造平屋	木造平屋
	延床面積	131.66㎡	198.74㎡	155.68㎡
土地	面積	330.98㎡	441.27㎡	411.96㎡
	取扱い	市有地のため 無償貸付契約	市有地のため 無償貸付契約	市有地のため 無償貸付契約
参考	年間維持費 (平成29年度)	97千円	304千円	152千円
	年間利用者 (平成29年度)	152人	1,302人	696人

(2) 今後の予定

- 平成31年2月 市議会第1回定例会へ財産の無償譲渡について提案（平成31年4月1日施行）
- 3月 当該施設及び敷地を普通財産として所管換え
市有財産譲渡契約の締結
- 4月 地縁団体へ無償譲渡

8 石巻市かわまち立体駐車場の利用料金の改定について（産業部）

石巻中央地区の中心市街地は、石巻の歴史、文化、産業を育んできた地域であり、特に旧北上川の川沿いは、古くから川湊として市民に親しまれてきたことから、このエリアを震災後の観光交流及び地場産業の復興を先導する新たな拠点とすべく、かわまち交流拠点整備事業として官民一体で基盤・施設整備に取り組んでいる。

平成29年11月に供用開始した本駐車場の利用促進策として、平成30年7月から駐車料金を昼間において2時間無料、夜間においては上限額を設定した運用を行っており、一定の効果が得られたことから、恒常的な取組とすべく条例を改正するもの。

利用者の利便性の向上、誘客及び滞留時間の促進による中心市街地の賑わい創出を図るため、使用料を改定するもの。

(1) 主な内容

石巻市かわまち交流拠点条例の一部改正により、利用促進策として平成30年7月から取り組んでいる立体駐車場の料金体系を恒常的な取組とするもの。

① 現行の料金体系

区 分	使用料
駐車時間30分未満	無料
駐車時間30分以上30分までごとに	150円

② 料金改定（案）

区 分		使用料
午前8時から午後6時まで	駐車時間120分未満	無料
	駐車時間120分以上30分までごとに	150円
午後6時から午前8時まで	駐車時間60分未満	無料
	駐車時間60分以上30分までごとに	150円 ただし、午後8時から午前8時までの間、その合計額が1,500円を超えるときは1,500円

(2) 今後の予定

平成31年1月 平成31年3月末まで現在の料金体系を延長

2月 市議会第1回定例会へ石巻市かわまち交流拠点条例の一部改正について提案
(平成31年4月1日施行)

4月 新料金制度の施行

9 （仮称）いしのまき観光大使の設置について（産業部）

観光大使は、観光・物産のPRや、イメージアップなどを担う重要な役割であり、宮城県や仙台市ほか、各自治体でも大使を委嘱しているところである。

現在、石巻観光協会においても「石巻観光大使」を委嘱しているが、本市としても観光推進に向けた取組に効果的かつ必要であると考えられることから、観光大使の設置について検討してきた。

観光大使により、本市の魅力を広く紹介し、市の観光振興とイメージアップを図るもの。

(1) 主な内容

① 名称

(仮称) いしのまき観光大使

② 活動内容

- ア 大使の持つ仕事や人脈、日常活動で、本市のPR及び情報発信を行うこと。
- イ 本市のイメージアップ、PRのために、本市及び本市が関係し作成する広報誌、パンフレット、HP等に掲載するための本市への応援のコメント等を寄稿すること。
- ウ 本市の観光及びまちづくりへの提言、アドバイスを行うこと。
- エ 本市への観光客誘致等に係る事業・イベントに参加、協力すること。

③ 任期

委嘱した日から起算し3年目の年度の末日までとする。
(再任を妨げず、任期終了前に再任の確認を行う。)

④ 報酬等

ア 無報酬

ただし、市の依頼で旅行をした場合、予算の範囲内において費用弁償を支給
イ 支給物：観光宣伝に寄与するための名刺、本市に関する情報誌及び資料等を支給する。

⑤ 候補者(案)

ア 観光協会委嘱者

- ・遠藤 正明：アニソン歌手、寄磯出身
- ・林家 たい平：落語家、大学在学中に石巻を訪問、万生園で落語披露
- ・横山 雄二：中国放送アナウンサー、雄勝地区を中心に復興支援を継続

イ その他、本市にゆかりのある人物を予定

(2) 今後の予定

平成31年2月 (仮称) いしのまき観光大使設置要綱制定(平成31年3月1日施行)
3月 (仮称) いしのまき観光大使の委嘱

10 石巻市北上地区カントリーエレベーターの利用料金の改定について(産業部)

平成31年10月1日から消費税率10%への引上げに伴う改定料金への対応について、この度、本施設の指定管理者である「いしのまき農業協同組合」との協議が調ったもの。

消費税率の引上げに伴い、本施設の利用料金の見直しが必要となっていることから、適正な使用料を設定し、施設の安定した管理運営を図るもの。

(1) 主な内容

下記のとおり使用料を改定する。

	改正	現行
区分	使用料	使用料
玄米1キログラム当たり	22円	21円

(2) 今後の予定

平成31年 2月 市議会第1回定例会へ行政経営課から一括提案にて石巻市カントリーエレベーター条例の一部改正について提案(平成31年10月1日施行)

- 3月 指定期間内に指定管理者が設定する施設の利用料金体系について協議・承認
- 10月 改定料金の施行

1.1 石巻市にっこりサンパークの施設の一部廃止について（教育委員会）

石巻市にっこりサンパーク多目的グラウンド及び児童公園については、東日本大震災の際、仮設住宅が建築され、その後、北上小学校移転新築計画及び北上にっこり地区拠点エリア整備計画等の事業用地に決定された。

現在、同敷地は仮設住宅が解体され、土地造成工事も平成30年8月に完了しており、本年1月には建築工事に着手するもの

北上にっこり地区拠点エリア整備事業用地確保のため、石巻市にっこりサンパーク施設内の多目的グラウンド及び児童公園を廃止するもの。

(1) 主な内容

【一部廃止となる施設】

- ① 施設名称 石巻市にっこりサンパーク多目的グラウンド及び児童公園
- ② 所在地 石巻市北上町十三浜字小田地内
- ③ 供用開始 平成4年4月
- ④ 施設内容 多目的グラウンド：23,000㎡
児童公園：4,000㎡

(2) 今後の予定

- 平成31年2月 市議会第1回定例会へ石巻市にっこりサンパーク条例の一部改正について提案
(平成31年3月末施行)
- 石巻市にっこりサンパーク管理規則の一部改正（平成31年3月末施行）

[報告事項]

1 石巻市企業立地等促進条例の助成対象企業者の指定要件及び上水道料金助成金等の見直しについて（産業部）

石巻市震災復興基本計画の発展期における企業誘致を積極的に進めるため、平成30年11月に「石巻市企業誘致推進計画」を策定した。

本計画において、企業誘致の推進施策として「インセンティブ強化」を掲げており、企業が進出しやすい環境を整えるため、優遇制度の見直しが必要となっている。

併せて、環境対策設備助成金について、これまでの交付実績等を踏まえ交付限度額等の見直しを図る必要がある。

優遇制度を拡充することで、本市へ立地することの優位性を打ち出し、企業誘致による産業の振興と雇用の拡大を図るとともに助成金の適性化を図るもの。

(1) 主な内容

① 土地賃貸の場合の投下固定資産要件の緩和

立地に係る初期の設備投資を抑える意味で土地の賃貸を選択するケースに対応するため、石巻市企業誘致推進計画に定める重点誘致業種（以下「重点誘致業種」という。）に限り、土地賃借料の

5年分相当額を投下固定資産額に含める。

② 複数の企業が共同で事業所を整備・操業する場合の要件緩和及び助成

多様化する進出形態に柔軟に対応するため、重点誘致業種に限り、設備投資を行う企業と操業する企業が異なるなど、複数の企業で立地した場合であっても、複数の企業で投下した固定資産額を合算した上で、指定要件を判断し、要件を満たす場合は、共同で事業所を整備・操業する企業に助成金を交付する。

なお、常用従業員数に係る要件については、操業する事業所に配置される常用従業員数で判断する。

③ 事業継続対策助成制度の創設

二線堤の海側及び半島沿岸部の低平地（災害危険区域に限る。）に立地する場合、津波災害時等でも事業が継続できるような設備投資及び備蓄品購入等に要した費用を助成する制度を創設する。

助成率：当該設備投資等に要した事業費の50%

限度額：15,000千円（1回限り）

④ 上水道料金助成金の見直し

ア 対象区域の拡充

現行では、戦略分野業種を除き、工業専用地域に立地した場合に限って交付対象としていたが、「石巻市企業誘致推進計画」に掲げる産業用地（石巻トゥモロービジネスタウン、上釜・下釜地区産業ゾーン、湊西地区産業ゾーン）、半島沿岸部の低平地（災害危険区域に限る。）及び仙台塩釜港石巻港区に立地する場合についても対象とする。

イ 助成率及び助成限度額の拡充

現行では、支払った上水道料金の30%相当額、年間5,000千円を限度として操業開始の月から起算して5年間にわたり上水道料金助成金を交付しているが、重点誘致業種に限り、支払った上水道料金の50%相当額、年間10,000千円を限度とする。

⑤ 環境対策設備助成金の見直し

現行では、新設等を行った事業所に太陽光発電等の新エネルギー設備、公害防止及びそれに付属する設備並びに空気調和設備を設置した場合、当該設置に要した費用について30,000千円を限度として環境対策設備助成金を交付しているが、「補助金の見直し指針」に準じて、助成率は対象経費の50%とし、交付限度額を15,000千円に改める。

⑥ 指定企業者の対象業種の拡充

石巻市企業誘致推進計画に定める重点誘致業種を踏まえ、指定企業者に新たに施設園芸、運輸に附帯するサービス業、卸売業等の業種を追加する。

※重点誘致業種：製紙・木材・CNF^注関連産業、部品製造関連産業、食品関連産業、産業サービス関連産業

注）CNF（セルロースナノファイバー）：パルプなどの加工処理に用いられるセルロース繊維をナノメートルサイズまで微細化して再生成したもの。

(2) 今後の予定

平成31年2月 市議会第1回定例会へ企業立地等促進条例の一部改正について提案
（平成31年4月1日施行）

※環境対策設備助成金の見直しに限り平成31年10月1日施行
企業立地等促進条例施行規則改正（平成31年4月1日施行）

2 北限のオリーブ実証栽培に伴う加工施設の整備について（産業部）

半島沿岸部の低平地を活用し新たな特産品を創出するため、平成26年度からオリーブの実証栽培に取り組んでおり、平成28年にオリーブの果実が結実することが実証された。

その後、実証栽培の目標栽培本数を一経営体の採算ベースと言われている本数まで増やし、栽培を継続した結果、製品化が見込めるまでの収穫量に達したことから、オリーブ加工施設の整備が検討されてきた。

本市の地域の宝となる新たな特産品の研究・開発を行うことにより、基幹産業である農林水産業の振興を図るため、栽培技術の習得と生産体制の確立を目指し、オリーブ加工施設を整備するもの。

(1) 主な内容

オリーブオイル、オリーブの塩漬け、葉のパウダー等を生産し、高品質かつ国産オリーブ北限の地としての付加価値をプラスした新たな特産品の創出を図るため、加工施設を整備するもの。

地方創生拠点整備交付金整備対象施設の施設整備計画

① 施設の名称 農産物加工施設

② 施設の場所 石巻市北上町十三浜字東田地内

③ 施設の概要 面積：約172㎡

内容：搾油室、塩漬け加工室、パウダー加工室、資材倉庫、事務室、加工設備等

(2) 今後の予定

平成31年1月下旬 施設整備計画等の提出

2月 市議会第1回定例会に補正予算案を提案

3月上旬 採択事業の公表

3月下旬 交付決定及び地域再生計画の認定

[その他]

・なし

以 上